

# 全国高等専修学校体育大会 実施規程

全国高等専修学校協会  
体育振興委員会

(定義・目的)

第1条 全国高等専修学校協会(以下「協会」という)及び特定非営利活動法人NPO高等専修教育支援協会(以下「NPO協会」という)が主催し、協会体育振興委員会(以下「振興委員会」という)が主管する全国高等専修学校体育大会(以下「大会」という)の実施について定めるものである。

(競技の種類)

第2条 大会の競技については次のとおりとする。ただし、実施する年度毎の競技については実施要項において定めるものとする。

1. 軟式野球
2. バレーボール …………… (男子・女子)
3. バスケットボール …………… (男子・女子)
4. 卓球 …………… 団体(男子・女子)及び個人(男子・女子)
5. 陸上競技 …………… 個人(男子・女子)
6. フットサル
7. 自転車競技 …………… 団体(男子・女子)及び個人(男子・女子)
8. バドミントン …………… 団体(男子・女子)及び個人(男子・女子)
9. スポーツウエルネス吹矢 … 団体及び個人
10. 駅伝競走 …………… (男子・女子)

② 実施する競技については振興委員会において決定する。

(開催)

第3条 大会を開催する日時及び場所については振興委員会において決定する。

(競技方法)

第4条 競技方法については、振興委員会において決定し、実施する大会年度毎の実施要項において定めるものとする。

(参加資格)

第5条 参加資格については次のとおりとする。

1. 原則として協会及びNPO協会の会員校。
2. 学校教育法第124条に規定する専修学校で、同法第125条に規定する高等課程に在学する生徒で、年齢が大会開催年度の4月1日を起算日として21歳未満の者。ただし、21歳以上の者は振興委員会の承認を得た場合に参加資格を有するものとする。
3. 参加する学校は、引率責任者により参加する選手を引率し、全ての行動に対して責任を負うこと。
4. 参加する選手及び団体について日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していること。
5. 実施する大会の実施要項を遵守すること。

(参加選手)

第6条 大会に参加する選手については、次の事項を遵守しなければならない。

1. あらかじめ健康診断を受診し、学校長の承認を得る。
2. 参加する競技は、第2条に規定する競技のうち、原則として1校1チームとする。ただし、当該年度の応募状況に応じて競技によっては複数チーム(1校2チームまで)を認める。

(表彰)

第7条 協会及びNPO協会は、原則として入賞チーム及び入賞者について表彰する。

- ② 入賞チーム数及び入賞者数は、当該年度の大会参加校数を斟酌して振興委員会が決定する。
- ③ 団体競技に同一校から複数チーム(2チームまで)出場の場合、表彰の対象は成績上位のチームのみとする。
- ④ 個人競技は上記③の限りではない。
- ⑤ 文部科学省の表彰については、協会及びNPO協会と振興委員会において協議し協会事務局から文部科学省に依頼する。

(参加料等)

第8条 大会に参加する学校は、大会実施要項で規定する参加料及び協賛金を支払うものとする。

- ② 参加料及び協賛金の金額については、助成金状況及び参加校を斟酌して振興委員会が決定する。

(宿泊・交通)

第9条 大会に参加する学校の宿泊及び交通手段については、原則として大会実施要項の規定によるものとする。

- ② 宿泊及び交通手段については、振興委員会において決定する。
- ③ NPO協会の会員校でない学校については別に定める宿泊補助及び交通補助による助成を受けられない場合がある。

(代表者会議)

第10条 大会に参加する学校は、代表者会議に出席しなければならない。

- ② 大会前の通知内容と代表者会議における伝達事項が異なる場合には、代表者会議においての伝達事項が優先されるものとする。

(役員権限)

第11条 大会プログラムに掲載される大会役員及び競技委員は、次の権限を有する。

1. 大会運営に関する取り決め事項の決定
2. 大会特別規則及びその他の取り決め事項の決定
3. 天変地異に見舞われた場合における競技についての決定
4. 大会実施要項に反する事由が生じた場合の没収試合の決定

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、振興委員会の決議によるものとする。

[附則]

1. この規程は平成15年10月20日から施行する。〔会議:平成15年10月19日〕
2. この規程は平成18年5月26日から施行する。〔会議:平成18年5月25日〕
3. この規程は平成19年4月1日から施行する。〔会議:平成19年3月13日〕
4. この規程は平成20年4月1日から施行する。〔会議:平成20年3月13日〕
5. この規程は平成30年4月1日から施行する。〔会議:平成30年2月1日〕
6. この規程は2019年4月1日から施行する。〔会議:平成30年12月7日〕